

## 平成 2 2 年第 3 回那須塩原市議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 6 号 )

平成 2 2 年 6 月 1 8 日 ( 金曜日 ) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度那須塩原市一般会計補正予算 ( 第 1 号 )  
議案第 5 2 号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について  
議案第 5 3 号 那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について  
議案第 5 4 号 那須塩原市税条例の一部改正について  
請願・陳情等について  
( 各常任委員長報告、質疑、討論、採決 )
- 日程第 2 議員の派遣について  
( 採決 )
- 日程第 3 発議第 5 号 農業農村整備事業に係る予算措置を求める意見書の提出について  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )

出席議員（28名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（1名）

28番	玉野宏君
-----	------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉	藤		誠	議事課長	齋	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作	議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は28名であります。28番、玉野宏君より欠席する旨の届け出があります。

#### 議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 議案第51号～議案第54号及び 請願・陳情等の各常任委員長 報告、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第51号から議案第54号までの4件並びに請願・陳情等については関係常任委員会に付託してあります。

各委員長及び副委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。14番、中村芳隆君。

〔総務企画常任委員長 中村芳隆君登壇〕  
総務企画常任委員長（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

平成22年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件3件であります。

これらを審査するため、6月14日月曜日、午前

10時から第1委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

以下は、その経過と結果であります。

まず、議案第52号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての審査結果を申し上げます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、国家公務員及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員の育児休業、子の看護休暇について、取得要件等を緩和するものであります。

質疑では、休暇取得に当たり時間単位での取得は可能か、介護保険制度との整合性はあるかとの質疑がありましたが、時間単位での取得は可能である。また介護保険制度との整合性はなく、申請に基づき審査、付与される特別休暇であるとの答弁がなされました。

議案第52号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

今回の改正は、平成21年の人事院勧告及び労働基準法の改正に基づき、既に設けられた時間外勤務代休時間において、職員が給与を受けながら職員団体のための業務を行い、または活動することができる具体的な場合を定めたものであります。

議案第53号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

今回の改正は、子ども手当の支給に伴い廃止される年少扶養控除について、市民税の非課税限度

額の算定のため、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族の申告手続の規定を設けること、たばこ税について、税率を引き上げること、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例に関することについてであります。

質疑では、たばこ税の税率増に伴い、税収の増加分はどのくらい見込めるのかとの質疑に対し、大幅な税率増により、たばこをやめる方もふえることが予想されるため、結果、税収については減を見込んでいるとの答弁がありました。

討論では、非課税口座内の株取引について、優遇措置を行うべきではないと考えるため、この改正には賛成できないとの反対討論がありました。

議案第54号については、賛成多数、賛成6名、反対1名で可決すべきものと決しました。

以上が、総務企画常任委員会の審査の結果の報告であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（君島一郎君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

24番、山本はるひ君。

〔福祉教育常任委員長 山本はるひ君登壇〕

福祉教育常任委員長（山本はるひ君） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成22年第3回那須塩原市議会定例会において、当常任委員会に付託された案件は、継続審査中の陳情1件でございます。

これらを審査するため、6月14日月曜日、午前10時から第4委員会室において、委員8名全員出

席のもと、執行部から部長、課長、係長等の出席を求め、審査を行いました。

それでは、陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情について、質疑と討論の内容を中心に報告いたします。

初めに、那須塩原市小中学校適正化基本計画の策定進捗状況等について、執行部の説明を求めました。執行部からは、素案として提示して以降、内部での詰めができていない状況であるとの発言がありました。

また、説明会やパブリックコメントを実施して、どのような考え、意見があるかとの質疑に対し、パブリックコメントでは賛否両論あって、内部で分析、検討中であるとの答弁でした。なお、今後のスケジュールについては、今年度の秋口、もしくは秋くらいまでに一定の案で足場を固めたいとの答弁がありました。

討論は、採択すべきという立場で3名、不採択にすべきという立場で4名、委員7名全員が行いました。

採択すべきの討論では、コミュニティーの中心、核としての学校をなくしてしまっているのか、適正規模の根拠が不明である、素案策定までに話し合う場がなく住民の意見を参考にしていない、関係地域への対応が十分ではない、廃校後の施設利用やスクールバス等の財政計画が示されていないなどの発言がありました。

不採択とすべきとの討論では、陳情はすべて大人の立場で述べられている、統廃合は子ども中心に考えるべきだ、子どもたちにとってどのような規模の学校がよいのかを第一に考えるべきだ、統廃合は学習やスポーツ、部活動にとってよりよいもの考えるべきだ、人数がふえているといっても65名で、スポーツ競技等成立しない、子どもの

将来を考えると、適正規模の小学校で学ぶことは大切である。また、この陳情は学区審議会の最終答申に対するものであり、既に審議の意味合いはないなどの発言がありました。

採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上が、福祉教育常任委員会の審議の経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、よろしくご検討くださいますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。

議長（君島一郎君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任副委員長の報告を求めます。  
12番、岡部瑞穂君。

〔産業環境常任副委員長 岡部瑞穂君登壇〕

産業環境常任副委員長（岡部瑞穂君） 産業環境常任委員会の審査結果の報告をいたします。

平成22年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託されました案件は、補正予算案件1件、要望1件の計2件であります。

これらを審査するため、6月14日午前10時から第3委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、議案第51号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

まず、生活環境部環境管理課から申し上げます。

今回の補正は、緑の分権改革推進事業として、栃木県より委託を受け、本市の持つクリーンエネルギー資源の把握と活用に係る実証調査等で、マイクロ水力発電と温泉の余熱排熱利用の実証実験を行うものであります。

委員から、温泉熱利用の実証実験について、ど

のようなものを考えているのかの質疑に対し、熱交換機ヒートポンプにより、どれだけの効果が上げられるのか、給湯や暖房、道路の融雪など、どこまで利用可能なのか、実証実験であるとの答弁がありました。

次に、産業観光部農務畜産課について申し上げます。

需要対応型園芸産地育成事業として、園芸産地育成のため、機械の導入補助であり、エダマメのさや出し、選別、定量袋詰めめの3つの機械を導入する生産組合に対して3分の1の補助を行うものであります。

議案第51号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、要望第2号 農業農村整備事業予算に係る対応について申し上げます。

現下の農業・農村の現状を踏まえて、今後さらなる窮状が進展しないような、農業農村整備事業に係る予算措置を講ずるよう要望するものであり、委員から、日本の農業の現状は高齢農家が担っており、農道や水路の整備・補修は、農業のしやすい環境づくりの観点から大変重要なことであるなどの意見が出されました。

要望第2号については、全員異議なく採択とすべきものと決定されました。

以上が、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

議長（君島一郎君） 産業環境常任副委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長及び副委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長及び副委員長の報告に対し質疑を許し

ます。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君）では、まず福祉教育常任委員長にお聞きいたします。

先ほどの報告を聞いていたら、パブリックコメントに賛否両論あって、素案を出してから内部での検討が進んでいないというように、私には聞こえてしまったんですけれども、そのとおりでいいのかどうかを1つ聞かせていただきたいのと、その賛否両論ありというところで、それを教育委員会はパブリックコメントの結果、どういう賛否両論あったというふうに具体的に常任委員会のほうに示してきたのか、その辺のところを常任委員会ではどういうふうにとらえたのかを聞かせてください。

それと、先ほどの討論で、全員出席しているということで、それで最終的にはこの陳情を否決しておりますけれども、賛否がどういう構成で否決になったのかの常任委員会の賛否の数を聞かせてください。

それと、先ほど常任委員会の中で、討論の中で子どもたちの考えを聞いていないとか、大人たちの考えであるというふうに言った意見があったということがあったんですけれども、市の子どもに関する施策は、当事者に聞いているものはないんですよね。今回だけそういう理由があったということですので、その辺を深く掘り下げた論議があったのかどうか聞かせてください。

もう一つ、適正規模がいいのではないかという議論もあったというんですけれども、適正規模がなぜいいのか、小規模がなぜだめなのかという議論もなされたのかどうかという部分のところも聞かせてください。

それと、教育委員会の中、学区審議会にも議会と同様の陳情を出されているんだと思うんですけ

れども、ですから、住民の方が学区審議会の傍聴を求めていったとき、傍聴が認められておりませんでした。教育委員会は法律で公開と位置づけられているし、議会の中の一般質問で教育長とやったときも、明快な理由で非公開としたというのが出てきておりません。そういうような内容のことを、何か常任委員会の中で触れられたことがあるかどうかを聞かせてください。

なぜかという、その学区審議会の議事録を読みますと、傍聴を認めなかった理由に、議会での審議中なのだとすることを理由に挙げて、私たちのせいにして学区審議会を非公開としている記述があったものですから、この辺のところをすごく私は気になるんですけれども、福祉教育常任委員会の中では、それをどういうふうと考えて、だれも関心がなかったので意見がないといえ、それはそれでいいのですけれども、聞かせてください。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

24番、山本はるひ君。

福祉教育常任委員長（山本はるひ君） それでは、5つほど質問があったと思いますので、1つずつお答えしてまいります。

まず最初に、教育部の中でパブリックコメントについて進んでいないというふうに、私がお話をいたしました、委員会の中ではそのようにはっきりと述べております。

それから、採択すべき、不採択すべきという部分につきましては、採択すべきものとする方の挙手を求めまして、この挙手が3名でしたので、挙手少数ということで不採択いたしました。

子どものことを中心に持ってきているということにつきましては、不採択にすべきという意見の発言をした委員たちの中で、何人かの方がこのような発言をしていたということでございます。

次に、小学校の適正規模についてはどうかとい

うことですが、これは採択をすべきという委員と不採択にすべきという委員の両方の方の中で、それぞれ適正規模に対して根拠が不明であるということと、それから、やはり適正規模の学校で学ぶことが大切であるというように意見がそれぞれ出たということですが。

次に、学区審議会の傍聴ができなかったという意見につきましては、当委員会におきましては、そのような発言、あるいは議論はございませんでした。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） パブリックコメントを分析中で、素案を出してから、その後、教育委員会では審議が進んでいないということのようですが、説明会の中で、さんざん言われていた適正規模がいいという説明をずっとしていたのですが、実際に議論になるまで、その適正規模がよいという根拠に対しての論議というのはなくて、議論の中でそのフレーズが、教育委員会が使っていたフレーズをそのまま使われたという理解でよろしいかどうか、それは委員長として、本人が使ったことなので、わからなければわからないということでもいいですので、それを聞かせてください。

それで、それと今回、継続として採択に至ったというのは、議論が尽くしたので、採決に至ったんだと思いますけれども、私は適正規模だという説明を教育委員会がしていたとかと、本当にそれでいいのかという議論とか、まだまだ何かパブリックコメントの賛否両論あったというものをもう少し議会としても議論をすとかということは必要であったんじゃないかなと思っていたんですけども、今回、継続とせずに採決をなさった、その理由。要するに、議論が尽くしたということで

採決になったのかどうか、そのその点を聞かせてください。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

福祉教育常任委員長（山本はるひ君） お答えいたします。

先ほどのパブリックコメントについて、私、賛否両論あって内部で検討中であるというふうに答弁があったということを申し上げましたが、そのように現在も進行中であるということで答弁がございました。

適正規模について、委員会の中で議論を尽くされたかという質疑につきましては、今回におきましては、このことについて特段質疑はなく、議論の中でそれぞれの委員が述べていたということでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。

なぜ継続でなく、ここで採決をしたかという理由につきましては、この委員会の中で皆さんの質疑、そして議論の中で採決すべきというものと、不採択とすべきという、質疑でなくて議論がそれぞれ全員の方の意見として出ておりましたので、そのように議論の結果として、私たちはそのように決しました。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 継続をして採決することに至ったということは、皆さんが継続とする採決すべきだという部分のところ、継続しないで採決すべきだという人が多かったから採決に至ったということで、もう十分に議論を尽くしたからという理由ではなかったのかどうかということも1点。

私、まだ陳情の中であるような内容とか、もう少し深く掘り下げた議論があってもいいのではな



いかなと思って、不思議に思っていたものですか、ただ一つ、教育委員会のほうが議事を理由にずっと結論を延ばしているのかなとかとちょっと思った部分と、あと傍聴さえも認めないということのときに、議事を議事をと言うので、結論を、議会としての議論を急いだとかということは感じられなかったですか。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。  
福祉教育常任委員長（山本はるひ君） 当委員会で十分に審議を尽くしたかどうかにつきましては、私から個人的な意見を申し上げるべきではないと思います。

ただ委員会といたしましては、私も含めまして8人の委員全員でしっかりと審議をしたと思っております。

なお、先ほどから出ております学区審議会の傍聴が許されなかったという件につきましては、当委員会におきましては、そのようなことについての質疑、あるいは討論、あるいは意見等はございませんでしたので、ここでは何もコメントを申し上げることはできません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 福祉教育委員長に伺います。

報告を受けたわけではありますが、当陳情書の取り扱いについては、昨年11月18日に受付を済ませ以来、約半年、その間、12月の定例議会、3月の定例議会、そして当6月の定例議会と計3回の委員会が開催され、またその間、委員会協議会等々の場で論議を尽くして採決に至ったものと思っております。

その間、学区審議委員会から最終答申を受け、担当部局としては、1月から始まった地域の説明会で素案が示され、3月までに成案化するとの説

明があり、その間、各地域、各校の説明会は1回だけである。これでは、だれだって到底理解、納得はしがたいという印象を持って質疑をさせていただきます。

質疑から外れていましたので、ちょっとまず戻します。

当陳情書の取り扱いについては、ここまで審議の中で、採択、不採択、賛否両論がある中で中心には共通項があったと思っております。このような中で、議会は現段階では大局に立っての陳情書の扱いを決めるぐらいしか決定権はございません。

このような中で、成案を策定する教育部局、あるいは決定権者でもある教育委員会に対し、今般の適正配置の進め方など、この「など」のほうが重要なんですが、進め方など意見書、意見書がなければ要望書でもいいんですけれども、それらを付して、担当部局、教育委員会に提出するというような意見、あるいは討議があったのかなのか、お伺いいたします。

また、委員長は委員会の席上、発言、意見等は述べにくい立場にあるわけでありますが、議会の中の所轄の委員会として、今回この適正配置に関しては、我々議会サイドの意向が示しづらいシステムの中で素案づくりが進められているわけがありますから、その素案、修正に、今修正中ということでもありますので、修正に向けて、意見、要望書を委員会の中で出す、要望書を提出してもよいのかと思いますので、そのような議論がされたかどうかもお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

福祉教育常任委員長（山本はるひ君） ただいまの発言でございますが、意見書、あるいは要望書を出すべきかどうかという発言が委員会の中であったかどうかということに関しましては、当委員

会の中では、そのような発言はございませんでした。

なお、その後の委員長はどう考えているかというような発言ではございましたが、この場で、私の立場でそのようなことの発言をすべきではないと考えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長及び副委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第52号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） では、議案第52号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

今回提案されました条例の一部改正は、改正育児介護休業法等が6月30日から本格施行されますことを受けて、条例で定める事項についての改正です。

今回の育児介護休業法改正では、育児期間中の男女労働者が仕事をやめることなく、より子育てと仕事を両立しやすい環境をつくるため、子育て期の短時間勤務制度を設けることや、子育て期の労働者が請求した場合には所定外労働を免除することを義務づけました。

3歳に満たない子どもを養育する労働者は、本人が希望すれば1日原則6時間の短時間勤務をすることや、残業や休日出勤など所定外の労働が免除されることとなります。

小学校就学前の子どもの看護のためには、看護休暇が、子ども1人であれば年5日、2人以上なら年10日まで時間単位で取得できます。子どもの病気やけがだけでなく、予防接種や健康診断の場合も対象となります。また、父親も子育てができる働き方の実現のため、パパ・ママ育休プラスが創設されました。

育児介護休業法では、父親と母親それぞれが、子どもが1歳に達するまで1年間の育児休業が取得できることになっていました。今回改正のパパ・ママ育休プラスでは、母親だけでなく父親も育児休業を取得する場合、子どもが1歳2カ月に達するまでの間で1年間育児休業を取得できる制度です。

例えば、使い方としては、母親が産後休業と育児休業を合わせて1年間休んだ後、職場復帰して、育児と仕事の両立で大変なときに父親が2カ月間育児休業を取得して母親の負担を軽減するといった使い方ができます。

さらに、今回の改正では、介護のための短時間の介護休暇も創設されました。要介護状態にある家族の介護をしている労働者は年5日、要介護状態の対象者が2人以上である場合は年10日取得できる制度です。通院介助などに利用できることでしょう。

育児だけでなく介護のために早期退職する人もいます。今回の改正が少しでも仕事を続けられるワークライフバランスの制度として役に立つことを願います。

改正育児介護休業法に関して、政府広報オンラインで紹介しています中に、女性の育児休業取得

率は9割に上がり、育児介護休業法は着実に定着しています。

その一方で、働く女性の約6割が第1子出産後に仕事をやめています。仕事をやめる理由として多く挙げているのが、仕事と子育てが難しいということだとあります。

ここで言う6割の数字は、公務員を含めた一般の働く女性を指していますので、公務員女性の離職率はそれほど低くはなっていないはずですが、それは事業所である市役所などは模範となるべく法に従い、制度や職場環境を整え離職を防いでいるからでしょう。

公務員の女性は、制度と家族に支えられ、職場の理解で出産、育児、仕事と頑張っていますが、本人の並々ならぬ努力があるはずですが、頑張る女性、それはそれで尊重しますが、少し余裕も必要ではないでしょうか。より子育てと仕事を両立しやすい環境をつくるために、今回の法改正と条例改正が役に立つことを願います。

改正育児介護休業法では、子育て期間中の働き方を見直し、仕事を続けやすい仕組みづくりをするとともに、父親も子育てできる働き方の実現を目指して、男性も育児休業をとりやすくする仕組みが導入されたとのことですが、実現するには男性の意識改革が欠かせません。

そこで、特に公務員である市職員の男性職員には、民間の事業者をリードする役割を果たすためにも、新たに創設されたパパ・ママ育休プラスを積極的に利用することを望みます。

行政も、職員の努力にゆだねるばかりでなく、改正の目的である男性の育児参加が進むように、事業者としての行政の努力と工夫をすることを期待して、議案第52号には賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第53号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） おはようございます。10番、高久好一です。

議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正について、反対する討論です。

今回の市税条例の一部改正は、法人税、市民税、子ども手当の関連とたばこの増税、非課税口座内上場株式の譲渡に係る市民税の所得計算に関する規定、少額上場株式に係る配当所得の非課税措置が導入されることに伴い、必要な規定を設けるといふものです。

問題とするのは、平成24年から26年の間で最大300万、1人が1口座で100万円までを3年間の株の売り買いにする際の譲渡益株主配当を非課税に

するということです。いざというときに、市民が蓄え、生活のため、なけなしのわずかな預金よりも株のほうが有利であると誘導しようとするもので、市民生活を支援するものとはなりません。

スズメの涙ほどのつくかつかないかわからない預金の利子からは、20%の税金が情け容赦なく差し引かれます。にもかかわらず、今回の株の配当や譲渡益に対しては特別扱いで税金を免除します。株取引が一般化されたとはいえ、預金のようにまだ一般化されてはおりません。株が下がったり、会社が破綻した場合には、自己責任という名のもとに紙切れ同然になる覚悟を当然しなければなりません。預金を眠っている資金として循環させ経済を活性化させるということですが、株による譲渡益や配当については、既に租税特別措置によって本則20%から10%に引き下げる優遇税制が行われてきました。

アメリカでは、株のもうけに対する税率は無段階課税となっています。経済危機を機に、オバマ政権は11年間5%増税することを提案しており、最高税率で39.6%が課税されます。イギリスは32.5%を10年から42.5%に引き上げます。フランスでは31.1%のうち社会保障関連諸税は12.1%、総合課税では最高52.1%となっています。

既に、主要な先進国では高額所得者の最高税率や株の配当税率の引き上げを実行しています。日本では、株に対する課税がそもそも低過ぎるので。

日本では構造改革によって国民の所得が停滞から減少に転じ、消費に回す余裕がない状況が続いています。その一方、大企業や銀行、大資産家は優遇税制など行き過ぎた減税によってあり余る資金を海外の投資に回しているため、日本経済はいまだに回復できない大きな要因になっています。

世界の経済学識者は、日本は税を差し引いた後

も格差が是正されず、格差が拡大する特異な経済の国としての認識を深めています。

2001年度税制改正パンフレット財務省発行は、租税特別措置について、公平・中立・簡素という原則に反すると指摘し、一層の整理、合理化を行っていく必要があると述べていますが、実行はされませんでした。

ようやく2012年1月からは、証券取引に関する優遇税制の改正は10%から20%に戻しますが、引き上げには踏み込まないという見せかけの改正でしかありません。

現在行われている法人税を減税し、消費税増税で穴埋めするという旧来のやり方を続けることは、景気回復に道を開くことにはなり得ません。

世界が高額所得者や株に対する課税を強化、引き上げを行う流れの中で、日本はこの流れに逆行する対策では国民の理解は到底得られません。

格差社会の中で、多くの市民は国民健康保険税の支払にも苦勞するほど厳しい生活状況にあり、株にまで資金は回らず、市民の家計を支援することにはつながりません。

今、日本のデフレ経済は、家庭の所得が減って、物やサービスを買う力が落ちている。だから、売り手としては、値下げさせざるを得ないというところまでできています。

デフレ経済からの脱却は給与を引き上げる、雇用を非正規から正規に切りかえるなどして、家庭の所得をふやす。大企業と高額所得者には応分の負担を行い、社会的責任を果たしてもらおうという税制こそが求められています。

よって、議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正に反対するものです。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

〔1番 櫻田貴久君登壇〕

1番（櫻田貴久君） 議案第54号 那須塩原市税

条例の一部改正について、賛成の立場から討論するものであります。

平成22年度の地方税制改正につきましては、支え合う社会の実現に向け、必要な財源を確保するとともに、地域分権を確立するための税制を構築する観点から、個人市民税の扶養控除の見直しを初めとするさまざまな措置が講じられたものであります。

この中で、個人の株式市況への参加を税制面から促進するため、現在10%の軽減税率となっている上場株式等の配当所得及び譲渡所得の優遇措置が平成24年に廃止され、20%の本則税率となる予定であります。

しかしながら、軽減税率廃止後においても、広く国民に投資機会を提供することにより、貯蓄から投資への流れを一層推進していく必要があることから、小規模な個人投資家に限定して非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入するものであると理解しております。

本議案は、これら税制改正に対応し、市税の課税を円滑に行うための条例改正であり、私はこれに賛成するものであります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第54号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）については、討論の通告

者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第51号については、産業環境常任副委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情等について、陳情第3号について討論を許します。

8番、岡本真芳君。

〔8番 岡本真芳君登壇〕

8番（岡本真芳君） 議席番号8番、那須塩原21、岡本真芳でございます。

那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情に対し、不採択の立場から討論を行います。

今回の陳情書の審査では、大変悩み、非常に難しい判断を迫られた苦渋の決断でありました。

私自身、この3月までPTAの役員をしておりましたので、保護者としての心情も、当該小学校のすばらしさも十分に理解できるところであります。

また、陳情書に書かれているとおり、学校というものは地域活動の拠点でもあり、災害時の避難場所としての役割をも含め、地域コミュニティの核、重要施設であることは私も強く共感するところであります。

つまり、横林小学校の存続を求めること、そのものに対しては否定する理由が私にはないのであります。

そもそも本陳情にかかわる那須塩原市小中学校適正配置基本計画素案の策定は、平成18年8月よりの学区審議会への諮問に始まり、その最終答申を最大限に尊重する形で進められました。

経過から申し上げます、平成20年2月に発表された同審議会の中間答申によって、その対象校が具体的に示されたわけではありますが、当時、多くの市民、あるいは地域は、市のこうした取り組みを何も知らず、中間答申の内容はまさに寝耳に水であり、少なからぬ動揺が関係地域を走りました。

特に、当横林地区では中間答申に対し、平成20年8月に本陳情と趣旨同様の陳情書の提出を行った経緯もあり、署名活動並びにその署名簿を添えた平成21年11月提出の本陳情書の趣旨、取り組みからも、当該地区における横林小学校の存在の大きさは容易にはかれるものであり、冒頭の思いとともに理解を持つものであります。

しかしながら、議会としての対応としては、1回目の陳情書については、諮問機関である学区審議会の審議途中、すなわち最終答申提示前であったがゆえに、個別の事案に対する方向づけを議会が示す時期ではないという判断がなされ、継続審査の後、不採択としたわけであります。

同様に、本陳情書の扱いについても、当初の素案から修正案の策定作業中である現段階において、個別の事案に対する方向性を議会として示すときではなく、むしろ改めて市の全体像としての計画、ビジョン、細部に至る検証、あるべき姿勢に対し、議会としての意見、要望を付すべきときと考えることから、本陳情は現時点では不採択にすべきと判断するものであります。

すなわち、本陳情の不採択がイコール廃校、あるいは廃校容認という意味ではなく、そこには経過の中で、顕在化した幾つかの問題点に対し、当局が修正する姿勢を示していることへの評価と、地域の実情を的確にとらえた誠実な修正案の策定が期待できる現状を踏まえ、逆に現時点で個別の事案に議会が方向性を示すことにより、生まれる可能性がある誤解による不公平感を排除するため

の判断であります。

それは、会派を通し、全地域にわたる地域説明会への出席による問題検証、他市における統廃合計画に関する視察・研修研究、これらの検証結果により取り組んだパブリックコメントとしての問題点の指摘、意見書の提出、さらには、代表質問等で得られた答弁の内容などによって裏づけされるものと考えております。

よって、繰り返しになりますが、陳情の趣旨は理解できるものの策定中の修正案が誠実なるものであることを信じて、現時点での個別事案への方向性を議会としては示すべきではないと判断されることから、本陳情は不採択とすべきと考えます。

ただし、賛否拮抗した委員会の審査結果にもかかわらず、審議過程とその内容には共通する重要な事項が多々感じられたことから、議会としての意見、要望書の必要性を強く訴えとともに、早期に提出することを重ねて求めるものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、討論といたします。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

〔11番 眞壁俊郎君登壇〕

11番（眞壁俊郎君） 議席11番、眞壁俊郎でございます。

那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、当小学校の存続を求める陳情について、採択の賛成の立場で討論いたします。

この陳情については、那須塩原市立横林小学校を存続させる会、接骨木地区自治会長、横林地区自治会長、横林小学校保護者会長、横林小学校教育後援会会長の連名で出されております。また、上横林地区、横林地区、接骨木地区の住民の大多数の署名が添えられ陳情されております。

陳情の主な理由は、横林小学校は明治7年の開校以来135年の長い歴史を誇り、その学校の存在は常に上横林地区、横林地区、接骨木地区の地区コミュニティの中心的な役割を果たし、長年、生活の基礎とし、よりよい地域社会の存在のあり方や地域の人々との関係を築いてきたこと、横林小の存続により、これからの将来もまたそうであってほしいと地域一同が強く要望していることが一つです。

2点目は、横林小学校は平成3年度から児童数が増加傾向に転じ、19年間連続して児童数が前年を上回っており、今後も増加が見込まれること、児童数増加を見込み、ここ数年、多額の予算をかけ設備投資を行ってきた学校を廃校とするのは理解できないことです。

3点目は、関谷小学校への統合については、通学路の距離や交通の安全性、関谷小学校の校舎のスペースの問題などです。また、学区審議会の答申の中で、教育委員会が実施したパブリックコメントは、地域住民の意見を参考にするものではなく、学区審議会の答申姿勢は地域住民の民主主義を不安にさせ翻弄されたなどが主な陳情理由であります。

那須塩原市教育委員会は、学区審議会の答申を受け、小中学校適正配置基本計画素案を作成し、統廃合をされる地域に対して説明会、パブリックコメントを実施し、平成21年度末までに小中学校適正配置基本計画本案を作成する運びとなりましたが、まだ作成にはなっておりません。

小中学校適正配置基本計画素案による地域説明会の主な意見やパブリックコメントの主な提言は、那須塩原市の施策にも、市街地エリアや農業集落エリアなどがあり、地域の特性を生かしたまちづくりを目指している中で、学校だけを均一にしようとすることは理解できない。

小規模校には本当の意味での教育の姿がある。一人一人の能力を伸ばせて、協力し合い、人を思いやり、進んで考える力を育てる最適な環境がある、適正規模の根拠が不明である。

農村地区は高齢化、過疎化が進み、学区再編や統廃合による適正規模化を図ることは必要であると認識しているが、素案作成までの話し合いの場がなく、肯定的な考えや意思まで軽視された思いで残念である。

学校は地域のコミュニティの核としての役割を持つもので、地域性や学校の特色、さらに市のまちづくりの視点に立って十分な考慮と検証を行うことなどさまざまな意見、要望が出されました。

小中学校適正配置基本計画は、那須塩原市の教育行政にかかわる大変重要な計画であるが、市民や統廃合される地域に対しての合意形成において、十分な対応がなされているとは思われないこと。

素案においては、統廃合後の施設利用のあり方や施設整備やスクールバス運行などの財政計画内容が示されていないなど、不透明なところが多々あり、今後、議会や市民を交えた十分な検討が必要であると考えております。

那須塩原市のまちづくりの基本理念は、市民と行政の協働を推進し、自立した行財政運営のもとで一人一人の個性と地域の特性が輝くまちづくりの推進です。

地方自治の二大要素の住民自治は、地域団体の運営が、住民が自発的かつ積極的に参画し、その総意と責任によって行われることであります。

那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情につきましては、上横林地区、横林地区、接骨木地区住民の大多数の意見であり、強い要望であることから、賛成いたします。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

〔 29番 菊地弘明君登壇 〕

29番（菊地弘明君） 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情の採択に、反対する立場から討論を行います。

今回の陳情の審査においては、横林3地区の陳情者の皆様の心情も十分理解できるものです。そういう中において、私たちは、第一に子どもたちの教育を考え熟慮いたしました。

統廃合の反対理由に、大規模商業施設、イオン、アウトレットオープンの影響で、地区内の人口増加が見込めると考えられますという記述がございます。平成17年4月1日から陳情書が提出された平成21年11月1日まで、56カ月間の横林3地区の行政区人口の推移をグラフにして見ますと、ほぼ横ばい状態で推移しております。

17年4月1日の横林3地区の総人口870人に対し、5年後の21年4月1日には877人です。横林3地区の総人口において、5年間で7名の増加であります。率にして0.8%の増でございます。残念ながら増加傾向と言うにはいささか無理があると言わざるを得ません。

また、イオンやアウトレットの開業が、今後の人口増加が見込める理由に挙げられておりますが、平成20年7月の開業から既に2年近く経過しているにもかかわらず、人口推移グラフはほぼ横ばいの状態でありまして人口増に結びつきませんでした。

私は、本陳情には児童の視点からの検討がどうなのかなという感じがいたします。

教育委員会から示された小中学校適正配置基本計画では、学校の適正学級数は小学校で各学年2クラスから3クラスと表明されております。

各学年が10人前後の横林小学校では、男女比のばらつきを無視しても、チームで行うスポーツ競技種目などは非常に限られてしまいます。しかも、

同学年における各クラス対抗の行事などは実施できません。有形無形に存在するさまざまなグループ活動において、その時々に応じた自分の役割を見つけ、チームワークを身につけるということは、子どもたちが遠くない将来に必要な重要な学習であります。

学年に複数のクラスが存在するだけでなく、それ以外にもさまざまなグループが有機的に構成されることは、クラスがえと相まって多くの対人スキルの獲得が期待できるのではないのでしょうか。

そのように、小規模校であるがゆえに体験できないということがあり、人づくり教育を前面に掲げる本市において、マイナスになっているのではというふうに思うわけでございます。

そのような視点に立つと、私は小規模校の児童生徒は、教育の機会均等を十分に享受していないのではと感じるのであります。

これに対して、小規模校最大の長所は、人数が少ないため、1人の児童生徒と接する先生方の時間が多くとれることで、細かな指導ができるということだと思います。しかしながら、このメリットのために市内全域を小規模校にすることはできませんし、前述のデメリットと相殺することはできないのではないのでしょうか。

また、本答申には統廃合による財政負担上のメリットに触れておりません。これは、財政支出の削減のために、子どもの教育を犠牲にするようなことはないという当局の理念によるものと解釈したいと思います。それを裏づけるように、小中学校適正配置基本計画案1 では、校舎建設もいとわないというような記述、また、3 - では、新設校も視野にという記述があります。これは行財政合理化のための統廃合はしないという、教育委員会の強い決意のあらわれであります。



適正規模で学ぶ子どもたちのメリットはやはり存在し、小規模校に学ぶ児童を長期間そのままにしておくことは、教育行政として誠実な対応とは言えないのではないのでしょうか。

確かに、身近にある小学校がなくなることは寂しく、子どもたちの環境が大きく変わることへの不安は少なくないと思われませんが、子どもたちの未来を何より優先した場合、一刻も早い小規模校の解消が必要であると思います。

私は、教育委員会に対しては素案、地元の説明会のときのご意見、パブリックコメントなどを詳細にかつ慎重に分析、検討をし、よりよい方向を打ち出していただきますよう切にお願い申し上げ、本陳情の採択に反対いたします。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

〔13番 齋藤寿一君登壇〕

13番（齋藤寿一君） 陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情に対し、賛成の立場で討論いたします。

横林小学校は、明治7年の開校以来135年の長い歴史があり、上横林地区、横林地区、接骨木地区のコミュニティーの中心的役割を担い現在に至っております。

児童数を見てみると、平成3年度を境に増加傾向に転じ、以来19年間連続して前年度数を上回っている学校であります。この現状を踏まえ、合併以前、平成9年に隣接の民有地を購入して校庭を拡張し、平成16年には再び隣接地を購入し学校敷地を拡張し、別棟校舎の増築と駐車場整備をし、教育環境の充実を図ってまいりました。

小中学校適正配置基本計画によると、横林小学校の22年以降の年度別児童数見込みを見てみますと、平成21年度をピークに緩やかな減少傾向にあるとあるが、この算定方法は出生数をもとに算出

しているわけであります。

この地域においては、就学前の子どもたちのほかにこの地域の自然環境、教育環境、生活環境、医療環境等を理想として、新たに移住してくる住民が多いということ、また近くには工業団地等就労の場があり、現在まで予想できない児童数の増を見込んできたわけであります。隣接する国際医療福祉大学病院も増設中であり、今後ますます人口流入が見込まれる地域であることから、この算出方法もなかなか当てはまらない地域であります。

適正規模、適正配置のための具体的方策の中の複式学級小規模校の解消においては、横林小学校を関谷小学校に統合するため、計画実施に当たってはスクールバスの運行の確保とあるが、現時点を当てはめても児童が通学するには大型バスで移動するような事態が起こり、また学区再編によると1つの小学校の卒業生が分かれることなく1つの中学校にできる学区を再編するとあり、横林小学校を卒業した児童は、昔から代々三島中学校に通っており、この生徒が幕根中学校に通うとなると、さらに30人前後の生徒がスクールバス通学となり、さらなるスクールバスが必要であり、大型バスが2台も走るといような現状があるわけであります。

この数字、台数も現在の児童生徒に当てはめたものであり、今後、今までのように児童生徒が増になった場合、この台数が増便していく可能性があり、こんな矛盾している光景が現実のものとなるかもしれません。

生徒の中には、自転車通学が可能な生徒も数名いると思うが、この県道は折戸地区、上横林地区において、幅員が大変狭く歩道整備もなされておらず、現在、砂利採石場の大型トラックの交通量も多い、また昨年4月に稼動となった市クリーンセンターへの清掃車が新たに通行するようになり、

交通面では大変危険を伴う道路となっております。

平成22年1月26日、横林小学校を対象とする小中学校適正配置基本計画素案説明会に私も出席をしましてまいりました。予定時間は夜7時から9時を予定して行われましたが、地域住民、保護者の熱い思いで意見は尽きることなく朝まで論議が繰り広げられる勢いでありました。途中で説明者側が10時30分過ぎに時間を切りましたが、それがなければ本当に朝まで続いていただろうと、今振り返っております。

次から次へと質問者の手が挙がり、おらが卒業した学校がなくなるのはけしからんというような単純な意見はなく、陳情書の中にも記載されているように、未来を担う子どもたちは宝であり、横林小学校はその子どもたちをはぐくむ揺りかごですとあるように、質問者全員が損得を考えず、子どものため、子どもの立場になって質疑を、思いをぶつけていたのが今も心の中に焼きついております。

この教育環境に理想を求めて移住してきた方々と代々ここに住まわれている人たちの協力体制が実に協調、協和がとれていてすばらしい学校づくりをしている地域であります。

私はこの陳情書を、あるいは参考資料を検討させていただいて、私には何一つこの横林小学校を廃校する理由が見つかりません。横林地域の関係団体の皆さんが、小中学校適正配置基本計画を見たときに、廃校と計画がなされていれば、驚きと不安が起こり、陳情活動が起こるのは当然であります。

検討委員会の結論は、22年3月末ということであり、説明会も開いてきたわけではありますが、その時期に向かって当然我々議会も検討してきたわけであります。

それがここへ来て、また秋口ごろの結論という

のには、私は待てず、以上のことから、陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情に対し、賛成いたします。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

〔3番 松田寛人君登壇〕

3番（松田寛人君） 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情の採択に対し、反対する立場から討論を行います。

陳情を拝見いたしますと、統合反対理由に肯定できない点が数多くあります。統合対象になっている横林3地区の皆さんのお気持ちは理解できるのですが、子どもたちの教育環境を第一に考えますと、本陳情の採択には反対せざるを得ません。

反対理由に、児童数の増加が挙げられています。

児童数について、平成2年までは減少傾向にあったが、平成3年を境に19年連続して毎年増加していると記述されております。本陳情が初めて審議されたのが、昨年9月定例会でしたので、合併のあった平成17年から21年までの5年間、各年9月1日の横林小学校の在籍児童数を調べてみました。

平成17年59人、18年62人、19年62人、20年62人、21年65人です。5年間で在籍児童は6人ふえております。率にして5年間で約10%ふえている計算になり、パーセンテージだけを見ると増加傾向であります。

この10%という数字は決して少なくないと思われがちですが、学年ごとに改めてかんがみますと、各学年1クラスしかありませんので、学年平均すると、平成17年の1.98人から5年後の21年9月で10.8人に増加しております。ということは、1学年10人に満たないところから、5年間に増加したといっても11人に達しておりません。学年のばらつきを考慮すれば、いまだに10人未満の学年も存

在するのではないのでしょうか。

このことから考えますと、少数安定という言葉は思いつくものの、分母を考えると、毎年増加というイメージはほど遠いと言わざるを得ません。

そして、本陳情では、子どもたちにとってどのような規模の学校がよいのかということが述べられておりません。ほとんどすべてが大人の立場で述べられております。

小中学校適正配置基本計画は、通学区審議会答申を踏襲したのですが、小学校で各学年2クラスから3クラスという学級数はまことに的を射た見解であると思われまます。

小規模校であるため、6年間同じクラスメートで学校生活を送らなければなりません。この硬直したクラスは、場合によって息苦しく、子どもたちに逃げ場のない学校生活を強いているのかもしれない。級友間の評価も固定化するおそれがあり、やはりクラスがえのできる複数学級の存在は絶対に必要であります。

学校単位のスポーツ少年団の結成にも限界があり、学校の代表として学校の名誉をかけて各種大会を戦うというチャンスも大きく制限されてしまいます。

小規模校は、一人一人の児童と触れ合う機会が多いというよい点はあると思います。しかし、これは1学年の人数の問題であり、学級の数の問題でないと思います。

やはり適正学級のある、適正規模の小学校で学ぶことは、子どもたちにとって必要なことではないかと思ひます。

私の地元であります高林小学校も廃校という答申が出ました。しかも、小中一貫と聞き大変驚きました。高林小学校も伝統ある学校であり、平成17年には建てかえが行われたばかりです。今後の跡地利用を含め、さまざまな問題があるとは思ひ

ます。

小規模学校が悪いということではありませんが、私自身、高林小中学校を卒業し、作新学院高等部に入学いたしました。当時、日本で一番人数がいる学校でした。1学年20クラスくらいあり、まさにマンモス校でありました。今まではせいぜい2クラスしかなかったため、あの人数の多さに大変驚いたことを今でも覚えております。

今考えてみると、いろいろな人がいたなとつくづく思います。このいろいろな人がいるというのが、私は大切なことではないかと思ひます。勉強も、スポーツも大切であります。今後、子どもたちの長い人生の中で、いろいろな人がいるというのをもっと体験させてあげたく、本陳情の採択には反対いたします。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

〔25番 東泉富士夫君登壇〕

25番（東泉富士夫君） 議席番号25番、公明クラブ、東泉富士夫でございます。

那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

今回の陳情につきましては、昨年12月議会、さらに、ことし3月議会と2回にわたり、継続審査となりました陳情でございます。

その中でも、特に先ごろ実施されました4,687名の署名は横林小学校を何としても存続させたいという地域住民の強い熱い思いのあらわれでございます。

横林小学校は、平成2年度以前までは児童数が減少傾向にありましたが、平成3年度を境に増加傾向に転じ、以来19年間連続して児童数は毎年前年を上回ってまいりました。

増加の要因としては、西那須野地区北西部三島各地区、赤田各地区の住宅数の増加により、その

人口の流れが隣接する接骨木地区及び横林地区に及んで新興住宅もふえ始めてきたことが考えられます。今後もさらに児童数がふえていく可能性は十分考えられます。

その要素は、横林小学校の周辺にはまだまだ分譲地に空き地の余裕があります。また、那須塩原駅、西那須野駅、そして高速インターとともに15分以内に着く位置にあります。このような交通の便のよいところには、多少の年月はかかっても必然的に住宅もふえ、児童数もふえていくことは自然の道理であると思います。

なお、那須塩原市合併以前の塩原町時代には児童数増加のため、平成10年に隣接の民有地を購入して校庭を拡張し、平成16年には再び隣接の民有地を購入して学校敷地を拡張し、別棟校舎の増築と駐車場を整備して、億単位の予算をかけて教育環境の整備を図ってきたことは、当然将来、児童がふえていく地域であると予測されたものと考えます。

また、小中学校適正配置基本計画説明会、パブリックコメントにおける主な意見等の中には大変感慨深い提言等を多数いただいております。

その中から幾つか申し上げますと、小規模校には本当の意味での教育の姿がある。一人一人の能力を伸ばして協力し合い、人を思いやり、進んで考える力を育てる最適な環境がある。適正規模の根拠が不明である。また、適正通学距離を超えてまで関谷小にこだわらなくもよいと思う。存続させるために、特認校制度の検討をしてほしいなどの提言が多数ございました。

私も、横林小学校卒業生の一人として、地域住民の思いと同じ考えであります。

以上のことから、陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情について、議員各位のご賛同を賜りたく、

賛成するものであります。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情を採択すべきとする討論です。

統廃合の波が全国各地に押し寄せています。この間、地方行革、市町村合併の流れの中で起きていたことですが、大もとには国の大がかりな仕掛けがあります。

自民・公明の前政権が大型公共工事や軍事費を維持するため、福祉や教育の予算の一層の削減を決意し、教育の分野では、子どもの数の減少以上に予算を削減し、2010年までに1万人の教員の削減を閣議決定した。骨太方針2006、この教育リストラを行う最も手っ取り早い手段が学校を減らすことなのです。財務省の財政制度審議会は、学校規模の適正化を掲げ、政府の教育再生会議は、国は統廃合を推進する市町村を支援するとし、政府は閣議で学校適正配置骨太方針2008を決定しました。民主党中心とする新政権もこの考えを引き継いでいます。

今、那須塩原市の学校教育は、国を挙げての統廃合の強行策と正面から対決しなければならない時期を迎えています。

古くから学校がそこにあるのは、しっかりとした理由があります。それを乱暴になくすことこそが、この地域の子どもと住民に何をもたらすか、説明会の保護者の声には、学校がなくなると聞いてクラスから笑い声なくなった。せっかく落ち着いた学校がよいと思って引越して家を建てたのにと、残念がる若い父母の声もありました。学校統廃合は、子どもにとってプラスかマイナスかという視点が大切です。

大勢の人と接することができるとか、球技ができるようになるなどのメリットと同時に、通学区が広がれば通学に困難な生徒が出てきます。事故の多発地帯の幹線道路を小学1年生が渡ることにもなります。犯罪から子どもを守る意味でも心配です。教育は、丁寧できめ細やかな指導が難しくなります。家庭訪問ができなくなるなど、学校と家との関係も希薄になりかねません。非行やいじめが起きたときなど、遠距離の場合には手を差し伸べることもできなくなります。

市がよく持ち出す学校規模の適正化では、国は公立小学校について、1学校12から18学級を適正規模として説明しています。

この適正規模、子どもにとって、教育にとって適正な規模ではありません。8,000人程度の住民に1つの中学校があることは、行政的に効率性がよいとされたことによるものです。適正より以下は、効率という言葉の印象が悪いから適正規模という言葉に言いかえて統合しようというリストラの基準そのものなのです。子どもの教育にとって、よい規模は1学校100人以下というのが世界の主流です。子どもは地域の中で、子どもたちが育ち、学校で一人一人の子どもに目が届いて、教員と子どもの人間的に温かい関係が積まれます。

今の日本の学校の規模は大き過ぎるといいます。日本の各地の学校を見て回っている教育研究者たちは、僻地の小規模学校の中にこそ日本の教育の宝があると指摘しています。

教育論として、学校規模と教育効果については、国連のWHOの見解が参考になります。子どもの心身の健康に責任を負う立場から、世界のもろもろの調査、研究を集約し、学校の規模は100人以下が望ましい。教育機関は小さくなくてはいけないと指摘しています。そこに学校があるから、地域に残って子育てができるという点で、地域を維

持するために欠かせない施設です。子どもが少なくなったからといって、安易に統廃合を進めれば、集落やコミュニティの崩壊、地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。

小規模校が連携して合同授業を行うなどして補い、学校を維持する自治体もあります。学校は地域にとってかけがえのない存在だから、何としても残したいという思いから生まれた取り組みです。

前回の陳情に比べて署名が4,680と7倍にふえたのも、横林の人々と市民が地域の教育を守るという一点で連帯したものです。

どういう学校をつくるかは住民が決めていくという、教育における地方自治の本質的な問題です。計画は子どもにとってどうなのか、地域にとってどうなのかと具体的に話し合えば、住民は必ず道理のある立場をつかむことを私たちは確信しています。

こうした過程で生まれる人と人のつながりは、地域を支える確かな力となることに間違いはありません。子どもたちもまた住民であり、最大の当事者である。その子どもにとっての最大の利益を守ることは、市が新しい次世代育成計画でも子どもの権利として掲げられています。

政府統計をもとに公教育と公共事業のどちらが経済効果があるかの試算もあります。経済波及効果は3つの部門で計算されますが、生産波及効果はほぼ互角、公共事業を100とすると教育は96、雇用波及効果は1.2倍、GDP効果は1.3倍と、教育に税金を投入したほうが断然波及効果が大きいことが明らかになっています。

経済のあらゆる角度から見て、教育予算を削ることは道理がないのです。小規模校を減らし、適正規模を目指すなど、大規模統廃合ほど、その減少差は大きく、市町村の教育費は減り、その分、都道府県や国の負担が軽減されます。国と都道府

県は教職員の給与を負担し、都道府県が3分の1、国が3分の1、さらに、国と都道府県の負担分は財源不足額を地方交付税により交付しているのです。学校の統廃合は市町村地域のために、国や県が負担している多額の教育費をみずから献上する自損行為であり、一番損をするのは市町村、一番得をするのは国と財務省です。

人間が人間らしく育つ教育には、一、二年でクラスをかえ、担任をかえることなどが無い持続的な教育環境が望まれます。

小規模学校は、これらの条件を備えており、そのような環境のもとで深い人間的な交流や共同学習の発展こそ、ユネスコの諸文書も示すように、21世紀の教育をひらく基本方針であるといえます。

宇都宮市で行われた小学校の統廃合は、複式学級が解決されれば存続とするもので、最少人数は57人となります。こうした例から見ても、那須塩原市の計画は強引でひとりよがりなものと言わざるを得ません。

よって、陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情を採択すべきとするものです。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第3号について、福祉教育常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第3号については、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立少数。

よって、陳情第3号については不採択と決しました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時52分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、要望第2号については、討論通告者がありませんので、討論を省略いたします。

要望第2号について、産業環境常任副委員長報告は採択です。

採決いたします。

要望第2号については、産業環境常任副委員長報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、要望第2号については採択と決しました。

議員の派遣について

議長（君島一郎君） 日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

敬清会代表、26番、相馬義一君、那須塩原21代表、14番、中村芳隆君、清流会代表、17番、植木弘行君、真心会代表、30番、若松東征君、新生つばさ代表、13番、齋藤寿一君から会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり、これを許可することに決しました。

発議第5号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、発議第5号 農業農村整備事業に係る予算措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業環境常任副委員長、12番、岡部瑞穂君。

〔産業環境常任副委員長 岡部瑞穂君登壇〕

産業環境常任副委員長（岡部瑞穂君） 発議第5号 農業農村整備事業に係る予算措置を求める意見書の提出についてご説明いたします。

農業農村整備事業予算は、公共事業の削減の流れなどの中で暫減しております。平成22年度予算については、極めて厳しい内容の予算となっております。

このままでは、農家の営農意欲が減退するばかりか、農業そのものが成り立たなくなるおそれがあります。

現下の農業・農村の現状を踏まえ、今後さらなる窮状が進展しないよう、農業農村整備事業に係る予算措置を講ずることを強く要望するものであります。

よろしくご理解の上ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第5号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（君島一郎君） 以上で、平成22年第3回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 平成22年第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

6月4日から本日まで15日間にわたり、開催されました第3回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆さんには、条例の一部改正や平成22年度那須塩原市一般会計補正予算など、合わせて26件の案件につきまして、慎重にご審議を

いただき、原案のとおりご決定をいただきました。

議案審議や市政一般質問などにおいて、議員各位から示されましたご意見等につきましては、今後、十分検討させていただきたいと思っております。

さて、今年の天候は不順で、入梅入りも例年になく遅いということで、一説によると、1980年以來の大凶作が懸念されるということでもあります。また、梅雨入りの遅い時期は、梅雨末期の集中豪雨などによる大規模災害の発生も心配されると言われております。

これらを踏まえ、本市においては、災害発生時における職員の行動に対する理解を得るための模擬訓練の実施や自治会など地域における自主防災組織の結成促進に関する取り組みなどを行っております。

このような中で、7月6日から16日までの4日間となりますが、西那須野庁舎、塩原庁舎、厚崎公民館及びいきいきふれあいセンターで市政懇談会を開催いたします。地域の課題等について、市民の皆さんのご意見を直接伺いする機会となりますので、議員の皆様にも、お近くの会場にご参加くださいますようお願いを申し上げます。

これから、本格的な梅雨の時期を迎えることとなります。今、南アフリカで開催されているサッカーのワールドカップもこれから佳境に入り、時差の関係で寝不足に悩まされることも考えられます。

7月1日からは夏の交通安全運動も始まりますので、自動車の運転など安全運転に十分注意をお願い申し上げますとともに、健康管理に留意をいただき、引き続き、市政運営にご協力をお願い申し上げます。第3回那須塩原市議会定例会閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。ご苦労さまでした。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

#### 閉会の宣告

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

去る6月4日から15日間にわたり、開会されました平成22年第3回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、ご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で、各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望するところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時